

不法投棄は重大な犯罪です。

(5年以下の懲役もしくは、1千万円(法人は3億円)以下の罰金)

クリーンな生活環境を保全しましょう。

廃棄物の不法投棄は廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されており、違反した場合には重い罰則が科せられます。近隣の迷惑になることはもちろん、環境にも大きな影響を与えます。環境の破壊や再生資源散乱の原因となる不法投棄の防止に、行政、警察、地元住民、事業所及び土地所有者が一体となって対応し、清潔で美しいまちづくりを協力して推進しましょう。

不法投棄禁止

No Dumping Here! 禁止非法投弃垃圾
불법투기 금지 É Proibido Jogar Lixo Aqui!

ごみを投棄すると**処罰**されます



Offenders will be **punished**.
非法投弃垃圾将受到**处罚**。
쓰레기를 버리면 **처벌**을 받습니다.
Os infratores serão **punidos**.

**5年以下の懲役、もしくは
1,000万円以下の罰金**
Maximum of 5 years of imprisonment or
a fine of up to 10 million yen.
5年以下徒刑或 1,000万日元以下的罚款。
5년 이하의 징역, 혹은 1,000만엔 이하의 벌금
Penas de prisão de até 5 anos ou
multas de até 10 milhões de yenes.

**不法投棄を目撃の方は
通報してください**
Please call us if you find any illegal waste disposal.
目击非法投弃者请举报。
불법투기를 목격하신 분은 신고하여 주시기 바랍니다.
Chame a polícia quando encontrar despejo ilegal de lixo.

<p>三原警察署 Tel. 0848 (67) 0110 Mihara Police Station 三原警察署 미하라 경찰서 Estação Policial de Mihara</p>	<p>三原市環境施設課 Tel. 0848 (63) 1210 Mihara City Environmental Facility Division 三原市环境设施课 미하라시 환경관리과 Divisão de Gerenciamento do Meio-Ambiente da Cidade de Mihara</p>
--	--

動物の死骸や不法投棄を発見したら…

庭などで動物が死んでいた時は、ご本人(土地の所有者)が段ボール箱などに入れて、清掃工場へ直接搬入してください。ゴミステーションでは回収できません。

●道路などで動物の死骸や不法投棄を発見したら次の機関へ連絡してください。

- | | | |
|------------------|----------------|--------------------|
| ■国道2号 | 国土交通省三原国道維持出張所 | ☎(0848)67-1020 |
| ■国道(2号除く) | 広島県東部建設事務所三原支所 | ☎(0848)64-2322(代表) |
| ■市道・県道など | 三原地域 三原市土木整備課 | ☎(0848)67-6095 |
| | 本郷地域 本郷支所地域振興課 | ☎(0848)86-1116 |
| | 久井地域 久井支所地域振興課 | ☎(0847)32-7113 |
| | 大和地域 大和支所地域振興課 | ☎(0847)33-0229 |

収集しないごみ
P.16~20